

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 新旧対照表（一部抜粋）

（下線の部分は改正部分）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第4 個人番号カードの交付</p> <p>3 交付</p> <p>(1) 交付時来庁方式による交付方法</p> <p>市町村長は、交付申請者に対し、住所地市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより（法第17条第1項、令第12条第2項、令第13条第2項本文、規則第4条）、交付申請者が本人であることを確認する。</p> <p>A・B （略）</p> <p>C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類</p> <p>(A) （略）</p> <p>(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの（住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（中略）</p> <p>また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等が考えられる。</p> | <p>第4 個人番号カードの交付</p> <p>3 交付</p> <p>(1) 交付時来庁方式による交付方法</p> <p>市町村長は、交付申請者に対し、住所地市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより（法第17条第1項、令第12条第2項、令第13条第2項本文、規則第4条）、交付申請者が本人であることを確認する。</p> <p>A・B （略）</p> <p>C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類</p> <p>(A) （略）</p> <p>(B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの（住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）</p> <p>（中略）</p> <p>また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等のほか、<u>交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1）を、交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第2）を利用することも考えられる。</u></p> |

[新設]

| | | | | |
|--|----|-----|--|------------------|
| 個人番号カード顔写真証明書 | | | | 別紙様式第1 |
| △△△△長 様 | | | | 令和 年 月 日 |
| (申請者本人) | | | | |
| 氏名 | | | | 申請者本人の 顔写真貼付欄 |
| 住所 | | | | |
| 生年月日 | 性別 | 男・女 | | |
| 電話番号 | | | | |
| 私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。 | | | | |
| (施設長記載) | | | | |
| 施設名 | | | | |
| 施設の住所 | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 電話番号 | | | | |

| | | | | |
|--|----|-----|--|------------------|
| 個人番号カード顔写真証明書 | | | | 別紙様式第2 |
| △△△△長 様 | | | | 令和 年 月 日 |
| (申請者本人) | | | | |
| 氏名 | | | | 申請者本人の 顔写真貼付欄 |
| 住所 | | | | |
| 生年月日 | 性別 | 男・女 | | |
| 電話番号 | | | | |
| 私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。 | | | | |
| (法定代理人記載) | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 本人との関係 | | | | |
| 電話番号 | | | | |

(2)～(4) (略)

(5) 交付申請者の代理人に対する交付方法

病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる（令第13条第3項）。

[新設]

交付申請者の代理人に個人番号カードを交付する場合には、代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げる全ての書類を提示させ（令第13条第3項及び規則第13条から第16条まで）、交付申請者の出頭が困難であること、代理人の代理権の存在、代理人が本人であること及び交付申請者が本人であることを確認する。

なお、ウに掲げる書類による本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

また、必要に応じ、適宜、交付申請者に直接申請意思を確認する等慎重に行うことが適当である。

ア～オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 交付申請者の代理人に対する交付方法

病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる（令第13条第3項）。

長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして交付申請者の出頭が困難であると認められるときや、交付申請者が未就学児であるときは、やむを得ない理由として考えられる。

交付申請者の代理人に個人番号カードを交付する場合には、代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げる全ての書類を提示させ（令第13条第3項及び規則第13条から第16条まで）、交付申請者の出頭が困難であること、代理人の代理権の存在、代理人が本人であること及び交付申請者が本人であることを確認する。

なお、ウに掲げる書類による本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

また、必要に応じ、適宜、交付申請者に直接申請意思を確認する等慎重に行うことが適当である。

ア～オ (略)